

経済産業省

20181211 貿局第1号
輸入注意事項30第43号
経済産業省貿易経済協力局

「当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるモントリオール議定書附属書に掲げる物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）の輸入の確認について」（平成11年7月21日付け輸入注意事項11第37号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成30年12月19日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるモントリオール議定書附属書に掲げる物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）の輸入の確認について」の一部改正について

「当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるモントリオール議定書附属書に掲げる物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）の輸入の確認について」（平成11年7月21日付け輸入注意事項11第37号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成31年1月1日から施行する。

「当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるモントリオール議定書附属書に掲げる物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）の輸入の確認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるモントリオール議定書附属書に掲げる物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）の輸入の確認について（平成11年7月21日付け輸入注意事項11第37号）

改正後			現行		
[別紙様式第1] 当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるモントリオール議定書附属書に掲げる物質の輸入に関する確認申請書 (略)			[別紙様式第1] 当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるモントリオール議定書附属書に掲げる物質の輸入に関する確認申請書 (略)		
II その他			II その他		
輸入しようとする物質について未使用のもの、使用済みのもの、再利用されるもの又は再生されたものの別ごとの数量	1. 未使用のもの		輸入しようとする物質について未使用のもの、使用済みのもの、再利用されるもの又は再生されたものの別ごとの数量	1. 未使用のもの	
	2. 使用済みのもの			2. 使用済みのもの	
	3. 再利用されるもの			3. 再利用されるもの	
	4. 再生されたもの			4. 再生されたもの	
組成等商品の内容			組成等商品の内容		
製造される物質名			製造される物質名		
通関予定年月			通関予定年月		
入港予定港			入港予定港		
製造業者	住所		製造業者	住所	
	氏名			氏名	
売渡先	住所		売渡先	住所	
	氏名			氏名	
<input type="checkbox"/> 上記のとおり確認する。 <u>なお、本確認書を税関に提示し確認を受けた後、その写しを、輸入通関の日の属する年の翌年の3月31日までに確認担当課室宛て提出すること。</u>			<input type="checkbox"/> 上記のとおり確認する。		
<input type="checkbox"/> 上記の事実を確認するに至らなかった。			<input type="checkbox"/> 上記の事実を確認するに至らなかった。		
経済産業大臣の記名押印			経済産業大臣の記名押印		

資 格 _____

記名押印 _____

(裏 面) (略)

[別紙様式第2]

当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるモニトリ
オール議定書附属書に掲げる物質の使用用途証明書

(略)

別紙

1～3 (略)

4 使用する特定物質等の種類及び使用予定年月

5 使用する特定物質等の入荷予定年月、入荷数量及び入荷元

6 (略)

7 使用に係る反応の収率及び未反応の特定物質等がある場合には除害装置等によ
り当該特定物質等を除害した除害率

8 原料として使用した特定物質等の数量及び未反応の特定物質等にあつてはその
数量

資 格 _____

記名押印 _____

(裏 面) (略)

[別紙様式第2]

当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるモニトリ
オール議定書附属書に掲げる物質の使用用途証明書

(略)

別紙

1～3 (略)

4 使用する特定物質の種類及び使用予定年月

5 使用する特定物質の入荷予定年月、入荷量及び入荷元

6 (略)

7 使用に係る反応の収率

8 原料として使用した特定物質の数量